

## 2019 年社会保障の拡充を求める要望書の回答

### 1、だれもが安心して医療を受けられるために

#### 1、 社会保障としての国民健康保険を住民本位に運営してください。

##### (1) 高すぎる保険税を引下げて、所得に応じて払える保険税にしてください。

国保税が高すぎて納められない実態があります。医療機関を利用できずに病気が悪化する事につながり、手遅れで亡くなる事態も起きています。滞納をふせぐためにも所得に応じて払える保険税水準に保険税率を見直す必要があると考えます。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

##### 【回答】

国民健康保険税については、国保被保険者の医療費等から算定される国保事業費納付金等に充てるための、非常に大切な財源となっております。保険税の計算においては、応能割として、被保険者の所得に応じて負担する「所得割」と、応益割として、被保険者が等しく負担する「均等割」で算出しております。

本市の税率等の設定に際しては、基本は応益・応能割合は5対5のところを、応益割にあたる均等割の割合を35%にすることで、応能割を65%に設定し、低所得者に配慮しているところです。

さらに、平成26年度から、毎年度、均等割額の軽減判定所得を拡充しており、令和元年度も均等割額の5割及び2割軽減に対する軽減判定所得を拡充し、被保険者の負担軽減を図っております。

今後におきましても、被保険者の負担が急激に増加することのないよう、十分に議論を重ねたうえで、慎重に検討してまいりたいと考えております。(国民健康保険課)

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

##### 【回答】

子どもの保険税均等割額の軽減など、市独自の保険税軽減をした際に、その財源を一般会計からの法定外繰入れとする場合、その繰入れは国から解消すべき赤字とされております。現在、国・埼玉県から赤字の削減・解消が求められている中で、市独自で保険税の減免を行うための財源を確保することは困難であると考えております。

こうしたことから、子どもの均等割額の軽減は、市独自で実施するものではなく、国の政策により実施すべきものであると考えております。本市では、これまでも国や埼玉県に対して、子どもの均等割額の軽減への財政支援策等を要望してきたところでございます。

今後とも、埼玉県や他市町村と連携し、各市町村の財政状況に左右されない全国一律の支援制度として、子どもの均等割額の軽減を実施できるよう、中核市市長会や全国市長会、埼玉県国保協議会などの関係団体を通じて、国に対する要望を続けてまいります。

(国民健康保険課)

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

**【回答】**

国保の運営は、保険税収入と国庫負担金等の公費で自立的な運営をするべきですが、実質的赤字分については、やむを得ず一般会計から国保特別会計へ多額の法定外繰入れを行い、収支の均衡を図っているのが現状でございます。

このような状況下で、一般会計から多額の法定外繰入れを続けていくことは、自立的な財政運営を難しくすることにつながります。また、他の行政施策を先送りせざるを得ないことになり、市民サービスを大きく低下させかねません。

したがって、一般会計からの法定外繰入れにあたっては、財政状況を見極めながら、慎重に対応していかなければならないと考えております。

また、国は、削減・解消すべき赤字を、「決算補填等目的の法定外繰入金」等と定義し、段階的に削減し、できる限り解消するものとしております。埼玉県が策定した「埼玉県国民健康保険運営方針」の中でも同様の考えとなっており、レセプト点検の充実、特定健康診査や生活習慣病重症化予防対策事業等の実施、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進による医療費適正化などを実施し、医療費のさらなる縮減を図ることとされております。

本市といたしましては、「埼玉県国民健康保険運営方針」を踏まえたうえで、今後の一般会計からの法定外繰入れについて、段階的に削減する方向で検討しながら、中核市市長会や全国市長会、埼玉県国保協議会などの関係団体を通じて、さらなる公費負担について、国に対する要望を続けてまいります。（国民健康保険課）

**(2) 国保税の減免(国保法 77 条)制度の拡充を行なってください。**

この間の国保税の申請減免件数が増加してきましたが、昨年のアンケート結果では滞納世帯数が全県で 19 万 7 千世帯に対して申請減免実施は約 5 千世帯の実施であり約 2.5% です。減免制度を十分に機能させる事が重要であると考えます。

① 保険税申請減免の基準を生保基準 1.5 倍に設定するなど、制度を拡充してください。

**【回答】**

保険税の申請減免につきましては、所得の低下などを理由に画一的な基準により適用するのではなく、あくまでも、個々の事情を総合的に勘案のうえ判断して適用する、応急的な措置であると考えております。

したがって、生活保護基準の概ね 1.5 倍など、具体的な一律の所得基準による申請減免は考えておりません。納付が困難な方については、まずはご相談いただきたいと考えております。

なお、法定軽減につきましては、平成 25 年 4 月から 7 割 5 割 2 割軽減を実施しておりますが、令和元年度も地方税法等の一部改正に伴い、5 割 2 割軽減について軽減対象となる所得基準額をさらに引き上げ保険税軽減の拡充を図るなど、低所得世帯への一層の支援を行っております。（国民健康保険課）

② 災害時の減免基準を拡充してください。

**【回答】**

国保税の減免・猶予規定（国保法第 77 条）の活用につきましては、地方税法第 717 条及び越谷市国民健康保険税条例第 22 条（貧困により生活のため公私の扶助を受ける

者・天災又は不慮の災害により特別の事情がある者・その他特別の事情がある者)に基づいて対応しております。また、国保税の猶予規定につきましては、地方税法第15条以下に掲げている徴収猶予、換価の猶予があり、納税者からの相談により個々の事情をお聴きするなかで適切に対応してまいります。(国民健康保険課)

### **(3) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

経済的理由により病気であるにも関わらず診療をためらい、手遅れになる事態を避けるようにすることは、住民のいのちを守る重要な課題であると考えます。

- ① 国保法44条による減免は、生保基準の1.5倍に設定するなど、制度の拡充を行なってください。
- ② 申請減免の制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

#### **【回答】**

本市では、国通知で示されている基準に準じ、越谷市国民健康保険条例及び越谷市国民健康保険に関する規則に、一部負担金の減免基準を定めております。

この中では、生活保護基準を目安とした減免基準については、生活扶助基準の段階的引き下げに伴う対応として、令和2年10月から生活保護基準の1.155倍を基準することとしております(現在は生活保護基準の約1.118倍)。なお、本市の減免基準ですが、国の減免基準では入院診療に限られているなかで、外来診療にもその対象を広げ、独自に減免対象範囲を拡大しております。

今後のさらなる制度の拡充については、多額の法定外繰入れを行っている国保会計の現状からすると、現在のところ考えておりませんが、国の動向を注視するとともに、他市町村とも情報を共有しながら適切に対応してまいります。

また、被保険者から一部負担金減免の相談があった場合には、個々の事情をお聞きする中で申請書等の提出についても丁寧に説明を行い、適切に対応してまいります。

(国民健康保険課)

### **(4) 住民に寄り添った国保税の徴収を行なってください**

地域経済の低迷や税制改正の影響など中小企業や自営業者、農林業などの経営環境が悪化し、国保税などの納税が遅れる状況を引き起こしています。このような時に、滞納処分や保険証の取り上げは受療権を奪うことにつながります。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、生活を支援し、再び納税者になれることを住民は望んでいます。地域住民と行政の信頼関係を築く対応が重要と考えます。

- ① 滞納する生活困窮者に生活支援する部署と連携し、住民に寄り添った対応を行なってください。

#### **【回答】**

国民健康保険税の未納がある方については、催告書等の文書、電話、訪問により納税相談をご案内しております。納税相談により、個々のご事情をお聞きする中で、滞納分を一括で納付できない場合は、分割納付による納税計画を立てていただいております。

また、財産調査や納税相談の結果、滞納処分をする財産がないとき、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させる恐れがあるときなどは、滞納処分の執行を停止する徴収の緩和措置を行っております。

さらに、必要に応じて、生活保護担当等への相談のご案内も行っております。

このように、法令の規定を遵守するとともに、生活状況に応じたきめ細かな対応を行っております。（収納課）

② 滞納処分にあつては、差押え禁止のルールを守り、最低生活費は保障してください。

**【回答】**

再三の納税催告（文書・電話・訪問）を行ってもご連絡のない方や、納付資力があるにもかかわらずご納付いただけない方については、やむを得ず、財産の差し押さえを実施しております。

なお、差し押さえにあつては、法令で規定されている差押の禁止財産や禁止額を考慮するとともに、毎月の収支や家族の状況等を鑑み、差し押さえを行うことで生活困窮に至る場合は行っていません。（収納課）

**(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

2018年のアンケートでは資格証明書が1,000世帯以上に発行され、保険証の窓口留置は4,000世帯以上もありました。保険税の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に保険証は交付しなければ、医療機関を利用できない住民が発生します。住民の健康権が侵害されることがあつてはならないと考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送すること。

**【回答】**

国保税が未納の方については、督促状や催告書の送付、さらには電話や訪問等により納税相談のご案内を行い、個々のご事情をお聴きするなかで納付のご相談をさせていただいております。

しかしながら、再三の納税催告（文書・電話・訪問）を行ってもご連絡のない方やご納付のない方については、一定の基準のもと、短期被保険者証を交付しております。

また、短期被保険者証の交付を受けている世帯のうち、それでもなお、ご納付のない方や納税相談に応じない方については、資格証明書を交付しているところです。

資格証明書の交付については、事務的かつ一律に交付するペナルティの措置ではなく、納付を促す機会を多く設けることを趣旨として行っております。

なお、法定軽減の対象となる低所得世帯に対しては交付しておらず、担税力があるにもかかわらずご納付がない世帯を対象としております。（国民健康保険課）

② 窓口留置は行なわないでください。

**【回答】**

前述のとおり、再三の納税催告（文書・電話・訪問）を行ってもご連絡のない方やご納付のない方について、納付を促す機会を多く設けることを趣旨として、短期被保険者証を交付しております。そのため、ご来庁いただく中で、個々の状況に応じて分割納付等の相談をさせていただいた上で交付をしているところです。（国民健康保険課）

③ 資格証明書は発行しないでください。

**【回答】**

資格証明書は、納期限から1年間国保税を納付しない場合に、特別の事由がない方に

対して、被保険者証の返還を求め、国民健康保険法に基づき交付するものです。

資格証明書の発行については、事務的かつ一律に交付するペナルティの措置ではなく、納付を促す機会を多く設けることを趣旨として行っております。

国保税が未納の方については、督促状や催告書の送付、さらには電話や訪問等により納税相談のご案内を行い、個々のご事情をお聴きするなかで納付のご相談をさせていただいております。

しかしながら、残念なことに、再三の納税催告を行ってもご連絡のない方やご納付のない方については、一定の基準のもと、短期被保険者証を交付しております。さらに、短期被保険者証の交付を受けている世帯のうち、それでもなおご納付のない方や納税相談に応じない方について、資格証明書を交付しております。

なお、本市において、法定軽減の対象となる低所得世帯に対しては、資格証明書を交付しておりません。担税力があるにもかかわらず、ご納付いただけない世帯を対象として資格証明書を交付しております。(国民健康保険課)

#### **(6) 住民参加の国保運営を行なってください。**

国保運営協議会の委員を公募する自治体が増えています。国保運営は、一般財源からの繰入れを行うことから住民の理解は重要と考えます。住民全体を対象に、国保のしくみや現状が良く説明され、理解が得られるように運営していただきたいと考えます。

① 委員を公募制にしてください。

② 公聴会を開くなど市民の意見が十分反映するよう運営の改善に努力してください。

#### **【回答】**

本市の国保運営協議会委員の定数については、越谷市国民健康保険条例第2条第2項において定めており、被保険者を代表する委員6人、保険医又は保険薬剤師を代表する委員6人、公益を代表する委員6人、被用者保険等保険者を代表する委員3人の計21人となっております。そのうち、被保険者を代表する委員6人については、公募により選出しております。

また、国民健康保険保健事業実施計画等の策定にあたりましては、パブリックコメントを実施し、市民の皆様から広く意見をお聞きしているところでございます。

(国民健康保険課)

#### **(7) 保健予防事業を拡充してください。**

健康を阻害する要因は、自然環境の改善とともに、経済的格差や労働環境の改善など多くの要因があると考えます。健康づくりは住民とともに取り組むことが重要と考えます。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

② 実施期間などの延長や健診項目の追加など制度を拡充してください。

#### **【回答】**

本市では、特定健康診査の受診にあたり、本人負担はありません。

受診期間については、受診券の発送に事前準備が必要なことや、インフルエンザ等で患者数が増加する冬季においては、健診を実施する医療機関等が繁忙期となることから、現在、6月1日から11月10日までに実施しているところです。このため、年間を通じた実施については、ご要望にお応えできません。なお、本市では、特定健康診査との選択性で、人間ドックを受診された方を対象として、10,000円を限度に助成する人間ド

ック助成事業を通年で実施しております。

健診項目については、国で定められた基本的な健診項目以外に、本市独自の健診項目を追加して実施しております。本市独自の健診項目としては、「血液検査による白血球数測定」「血清尿酸検査」「尿潜血検査」を全員に実施しております。

さらに、国の基準では詳細な健診の項目に当たらない方に対しても、本市独自の健診項目として全員に、「血清クレアチニン検査」「貧血検査」を実施しております。

また、「心電図検査」については、医師が必要と認めた場合に実施しており、健診項目の充実を図っております。（国民健康保険課）

③ 住民の健康づくり・保健予防活動の推進をはかるため、保健師を増員してください。

#### 【回答】

本市では、第2次越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画「いきいき越谷21」を策定し、食生活や運動、こころの健康、がん対策と健康管理などについて、市民と行政が一体となって、健康づくりに取り組むこととしております。

これに基づき、保健師は住民の健康づくりの担い手として、健康な人も疾病を抱えた人も自分らしく暮らせる「自助・互助・共助による地域活動」を目指して活動しております。

その取組みの一環として、本市では平成25年(2013年度)より、埼玉県補助事業である「健康長寿サポーター事業」を実施しております。健康長寿サポーターとは、「自らの健康のために食や運動などの生活習慣病の改善を実践し、その知識を家族や友人等に伝え、共有し、実践を促す活動を行うもの」とされており、これまでに1,516人の市民の方を健康長寿サポーターとして養成いたしました。

また、本市が実施している健康教室等では、健康長寿サポーターの方々にも協力をいただきながら事業を実施しており、市民の皆様の健康づくりや保健予防活動の一助となっているものと考えております。

以上のことから、保健師の増員につきましては、現在取り組んでいる市民と一体となった健康づくりを推進する中で、市民の皆様のご協力をいただきながら、計画的かつ効果的な配置ができるよう検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

(市民健康課)

④ 個人情報の管理に留意してください。

#### 【回答】

個人情報の取扱いについては、越谷市個人情報保護条例及び越谷市個人情報保護条例施行規則に基づき、個人情報はその目的外に利用されないよう適正に管理しております。今後も引き続き、個人情報について適正に管理してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。（市民健康課）

## 2、後期高齢者の受療権を保障してください。

ひとり暮らしの高齢者や低所得の高齢者が増えています。経済的理由などによりためらうことなく、受診につながる対応が重要と考えます。

(1) 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないでください。

## 【回答】

資格証明書に関しては、埼玉県後期高齢者医療広域連合が所管する業務となっておりますが、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることがないよう、原則として交付しないことが国の基本的な方針とされており、現在まで交付したことはございません。

また、短期被保険者証の交付に関しましても、埼玉県後期高齢者医療広域連合が所管する業務となっております。本市では、「埼玉県後期高齢者医療広域連合短期被保険者証交付等に関する要綱」に基づき抽出された交付候補被保険者が、交付要件に該当しているか確認ののち、(該当する場合には) 電話、訪問などの現況調査を行い、広域連合に通知(報告)、その結果、広域連合より短期被保険者証が交付されることとなります。有効期間については、上記要綱第7条第3項において、「交付の日から4月とし、更新を妨げない。」としていることから、更新によりその期間を延長しうるものとなっております。

後期高齢者医療保険料を滞納している被保険者に対しましては、電話連絡、臨宅などの催告のほか、文書(催告書) 発送することで納付相談を働きかけており、自主的納付を促しております。その際、生活状況や受診歴等を確認しており、そうしたことを踏まえ、分割納付のご案内など、無理のない範囲で納付をお願いしております。しかし、残念ながら再三の納付催告(文書・電話・臨宅)を行ってもご連絡のない方やご納付のない方については、やむを得ず、短期被保険者証を交付しているところです。

なお、本市においては、事務的かつ一律に交付するのではなく、納付を促す機会を多く設けることを趣旨として交付を行っております。(国民健康保険課)

(2) 健康長寿事業を拡充してください。

(3) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

## 【回答】

本市では、健康教育・健康相談事業として、保健師などによる健康相談等を実施しているほか、健康に関する情報を適宜広報紙等でお知らせしております。また、埼玉県後期高齢者医療広域連合が主催する事業ですが、フレイル対策や生活習慣病の重症化予防、適正受診や適正服薬の推進などに取り組み、高齢者の健康維持に努めております。

次に、健康診査などの疾病予防についてですが、健康診査に関しましては、国保の特定健診と同様に自己負担はございません。しかしながら、人間ドックにつきましては、健康診査受診との選択制であることから、健康診査において市が負担している金額とほぼ同額の10,000円を限度に助成することとしております。したがって、今のところ、全額を助成する予定はございません。また、がん検診の助成についても、今のところ予定はございません。

最後に、歯科健診に関しましては、埼玉県歯科医師会と埼玉県後期高齢者医療広域連合が主催する事業として実施しております。(国民健康保険課)

各種がん検診における後期高齢者の方の費用負担につきましては、今年度(2019年度)中に70歳以上になる方、および65歳以上70歳未満で障がい等で後期高齢者医療にご加入の方は、検診費用が無料となっております。

また、歯科健康診査につきましても、無料で実施しております。(市民健康課)

## 2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

### 1. 地域支援事業・介護予防事業の財政確保と体制は、自治体が主体者として責任を果たしてください。

#### (1) 必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業が1年を経過し、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は予想どおりに推移していますか。予想どおりとなっていない場合、その事業と内容、原因、対応を教えてください。また、地域支援事業の予算が予想を超えた場合でも必要なサービスは維持してください。

#### 【回答】

平成31年度予算について、地域支援事業全体で866,850千円です。そのうち、訪問型サービスや通所型サービスに係る事業費は456,300千円を計上しております。

高齢化率の上昇にあわせて、高齢者人口はもとより、要介護認定者数が増加する傾向にあります。これに伴い、ヘルパーサービスやデイサービスの利用も増加しております。

このような状況を踏まえ、予算の確保を図ってまいります。

住民への周知につきましては、広報への掲載のほか、ケアプランを作成する地域包括支援センターにおけるサービスの利用相談において、サービスの概要をご説明し、利用者の状態に応じた利用の促進を図っております。（地域包括ケア推進課）

#### (2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の体制をとってください。

地域支援事業・介護予防事業のA類型・B類型の担い手づくりが、それぞれどのようにおこなわれているか、その養成方法と規模、実際の担い手になっている人数と事業の数、今後の推移も教えてください。

#### 【回答】

本市における総合事業の多様なサービスでは、人員基準等を緩和したサービス（サービスA）と住民主体によるサービス（サービスB）を平成29年10月より実施しております。

こうした多様なサービスの担い手づくりとして、担い手養成研修を平成29年度より実施しております。研修内容は旧ヘルパー3級程度の内容をベースとして、高齢者への接する際の注意点や認知症についてなど学ぶものとなっており、平成30年度までに9回実施し、研修修了者数は平成30年度末でサービスAが68名、サービスBが311名となっております。

多様なサービスを実施している事業所数については、サービスAが10事業所（訪問型3、通所型7）、サービスBが8事業所（訪問型4、通所型4）となっております。

今後についても、高齢者の生活支援ニーズの多様化に対応するため、住民主体であるサービスBを中心とした多様なサービスの拡充に向け、事業所や担い手に対する支援の充実に努め、中長期的な視点で継続して基盤整備に取り組んでまいります。

（地域包括ケア推進課）



## 2、 訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、サービス提供事業所の確保と運営への支援を行なってください。

- (1) 総合事業においては専門家による支援体制を維持した現行相当サービスを確保し、利用者の機能が低下しないようにしてください。

### 【回答】

本市では、総合事業を平成 28 年 3 月から開始するとともに、多様な主体によるサービスについては平成 29 年 10 月より開始しております。

総合事業における実施状況ですが、平成 31 年 4 月現在で現行相当サービスについては、訪問型サービスが 42 事業所、通所型サービスが 70 事業所となっており、平成 30 年 3 月の利用実績は、訪問型サービスが 507 人、通所型サービスは 1,063 人となっております。

なお、利用者の負担割合は、総合事業実施前と変更はありません。

「現行相当サービス」事業への移行に関する問合せは請求の方法等が変わる事業所からのものが大半であり、住民からの問合せはほとんどありませんでした。

本市における総合事業では、現行相当サービスを維持するとともに、多様なサービスが充実することで、サービスの選択肢が増えるものと認識しております。

そのため、引き続き、介護の専門職がサービス提供を行う現行相当サービスを継続するとともに、利用者の状態に応じて、多様なサービスにつなげるなど、サービス提供体制の基盤整備に努めてまいります。（地域包括ケア推進課・介護保険課）

- (2) 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障してください。

### 【回答】

本市における現行相当サービスにつきましては、国の定める旧介護予防訪問介護等と同等の単価設定にて実施しております。

本市においても少子高齢化が進行する中で、介護の専門職によるサービスや多様な主体によるサービスの充実を図るために安定した事業基盤の整備を行い、国の動向にも注視しながら事業運営に努めてまいります。（地域包括ケア推進課・介護保険課）

### 【参考】

本市では、平成 28 年 3 月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、対象の被保険者（要支援 1・2）は平成 29 年 3 月までに移行しました。

平成 30 年 4 月現在、「現行相当サービス」のうち、訪問型サービスを提供しているのは 43 事業所、通所型サービスを提供しているのが 67 事業所あります。

なお、利用者の負担割合は、総合事業実施前と変更はありません。

「現行相当サービス」事業への移行に関する問合せは請求の方法等が変わる事業所からのものが大半であり、住民からの問合せはほとんどありませんでした。

（介護保険課）

### 3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援をおこなってください。

#### (1) 高齢者の自立支援・重度化防止がいられていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化しないでください。

高齢者の身体機能向上は生活のためのひとつの要素となりますが、高齢者の在宅支援のための多方面からの支援策が必要です。自治体の高齢者の在宅支援の重点施策を教えてください。

##### 【回答】

高齢化が進行する中において、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を続けるためには、それを支える「地域包括ケアシステム」の強化が必要となっております。

このような中、平成26年の介護保険法改正により、要支援1・2の方に提供される訪問介護と通所介護のサービスについては、保険者（市）が実施する「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」の枠組みの中で提供することとなり、本市においても、高齢者に対する日常生活支援の充実を図るため、多様な担い手による総合事業の推進に取り組んでおります。

具体的には、これまで要支援1・2の方が受けていた介護予防の訪問介護や通所介護と同程度のサービス（現行相当サービス）のほか、サービス提供体制の基準を緩和して提供できるサービス（基準緩和型サービス）や、ボランティア等の地域の住民の方が提供できるサービス（住民主体サービス）を実施し、利用者が必要に応じて多様な選択ができるようになっており、また、NPOやボランティア等が行っている食事支援や外出支援が、介護保険制度の枠の中で実施できるようになっております。

今後についても、基準緩和型サービスや住民主体サービス等の多様なサービスの充実に努めるとともに、高齢者の在宅生活を支えるため、地域住民等の支え合いによる支援体制の強化に努めてまいります。（地域包括ケア推進課）

#### (2) 認知症の方、認知症の方にかかわる方への支援を強化してください。

認知症当事者への支援策として効果を発揮している自治体のとりくみを教えてください。また、認知症の方にかかわる方への支援策で好評なものを教えてください。

##### 【回答】

本市でも、今後高齢化率の上昇が続くことが予測されており、それに伴い認知症の方の増加も見込まれています。認知症になったとしても、住み慣れた地域で尊厳を保ちながら暮らし続けることができる社会の実現を目指して、新オレンジプランに基づき、さまざまな取り組みを進めております。

認知症の方への支援としましては、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員等が中心となり、認知症が疑われたときに早期に適切な医療や介護サービス等を受けられるよう相談・支援を行っているほか、本市で作成している「越谷市認知症支援ガイドブック」を活用し、状態に応じて利用できるサービスにつなげるための相談・支援を行っております。

認知症の方に関わる方への支援としましては、介護に係る負担軽減等を目的として、認知症の方や家族の集いの場であるオレンジカフェの設置をすすめるため、カフェの実施団体に対する助成金交付を行っております。また、介護をされている方を対象とした講演会も開催しておりますが、講演会後のアンケートにおいては、8割以上の方が参考になったと回答され、「関わり方のヒントが得られた」といった感想もいただく等、好

評を得ております。

引き続き認知症の方、認知症の方に関わる方のニーズを把握し、地域における支援体制の強化に努めてまいります。（地域包括ケア推進課）

**(3) 在宅生活を保障するための定期巡回 24 時間サービスの拡充をはかってください。**

定期巡回 24 時間サービス提供をおこなうにあたっての課題と、課題克服に必要なことを教えてください。

**【回答】**

定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、平成 27 年度から 29 年度を計画期間とする第 6 期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において新規 2 施設の整備を目標に掲げ、平成 28 年度中に 1 施設が開設され、現在市内において 2 施設となっています。平成 30 年度からの第 7 期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画期間においても、1 施設を公募により選定し、令和 2 年 12 月に開設の予定です。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、平成 24 年度からスタートした制度で、24 時間、定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護が一体的に受けられるサービスで、常時介護を要する方や、介護を必要とする単身高齢者に利用いただくサービスと認識しています。しかし、認知度が低いことや事業の実態があまり知られていないなどの課題があり、全国的にも普及が進んでいません。

埼玉県では、主にケアマネジャーを対象としてセミナーを開催し、周知普及に努めておりますが、本市におきましても、機会を捉え市内事業所に周知するとともに、サービス利用者に対し、パンフレット等を通じて周知してまいります。（介護保険課）

**4、 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障してください。**

**(1) 介護労働者の処遇改善について、独自の補助制度を設けるなど施策を講じてください。また、国に対して介護報酬加算ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善を図るよう要請して下さい。**

介護労働者の人手不足は、介護保険制度の運営の根幹にかかわる問題です。人材の確保と定着に向けた独自の処遇改善施策を行なってください。また、2019 年 4 月より「働き方改革関連法」の施行にともなう労働時間上限規制や年休の計画取得などが実施されます。法令遵守の徹底と、事業主への法律施行にともなう具体的相談援助をおこなってください。

**【回答】**

本市の高齢化率（平成 31 年 4 月現在 24.8%）は今後も上昇が見込まれ、介護を担う人材の不足が課題となっています。国によれば団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる 2025 年には、約 34 万人の介護人材の不足が生じると推計しており、人材確保が大きな課題となっています。

介護職員の処遇改善加算については、令和元年 10 月に、介護職員のさらなる処遇改善を目的に介護職員等特定処遇改善加算が創設されるなど、定着、離職防止を目的に、報酬改定が行われる予定です。その影響等を把握しつつ、機会をとらえて必要に応じ国等に働きかけてまいりたいと考えております。

なお、中核市市長会では、各中核市の要望を取りまとめ、毎年国に対し提言書を提出

しており、介護保険全体の安定的な運営のための国庫負担の引き上げとあわせ、サービスの質の向上を目的に介護従事者に対する報酬の適切な評価・設定を行うよう提言しており、本市といたしましても、中核市市長会等を通じ、今後も要望や提言など、国等に対し、働きかけを行ってまいります。（介護保険課）

**(2) 介護職種の技能実習制度活用は、慎重に対応してください。介護分野での技能実習制度および特定技能実習制度の利用状況を把握してください。**

技能実習制度は、先の臨時国会でも外国人労働者の「人権侵害」問題が取り上げられています。また人手不足現場の低賃金、長時間労働を改善しないまま、安く使える労働者を増やすものとして懸念されます。介護労働現場は、認知症の方への対応など専門的なアプローチが必要です。利用者にとっても不都合が起きかねない技能実習制度は、慎重に対応してください。

**【回答】**

厚生労働省では、2025年には介護人材は約34万人不足すると予測をしています。2017年(平成29年)11月に介護分野が外国人技能実習制度に加えられ、2019年(平成31年)4月には、最長5年間の技能実習を終了した外国人が、さらに最長で5年間、就労できる在留資格「特定技能」をつくることを検討しています。

本実習制度につきましては、都道府県が主体となって受け入れ事業者等の登録や説明会等を行っており、本市の事業者の実習受け入れ事業者としての登録もごぞいます。

外国人技能実習制度は、海外からの実習生が、技能を日本で学び、自国に持ち帰り役立てることが本来の目的です。その過程の中での人材活用であると理解をしておりますので、事業者においても適切な対応が図られるよう、実習制度の利用状況、外国人の就労状況等の把握に努めてまいります。（介護保険課）

**(3) 介護労働者へのハラスメント防止策の徹底をおこなってください。**

介護労働現場におけるハラスメントは、使用者と労働者、利用者、利用者家族などで起こりえます。ハラスメント防止策としておこなっていることを教えてください。

**【回答】**

介護職員に対する利用者やその家族からの暴言や暴力などが全国的に深刻な問題となっております。全国の介護職員等で作る労働組合が昨年6月に約8万人に調査したところ、利用者などからハラスメントを受けていると答えた職員が7割以上という結果でした。

厚生労働省は、介護職員に対するハラスメント行為を防ぐため、事業者向けの対応マニュアルをまとめ、相談窓口の設置や研修の実施などもおこなっており、本市におきましても、随時市内の事業者に対し情報提供し、周知に努めているところでございます。

また、平成28年1月から埼玉県立大学と連携して、介護相談窓口を開設し、職場の人間関係、利用者や家族との関係等で悩んでいる方、家族介護で悩んでいる方などからの相談に対し、専門的知識を有する相談員を配置してアドバイスをしております。そのほか、介護保険サービス事業者連絡協議会等の研修会等を通じ、虐待防止をはじめとしたハラスメント防止などにも取り組んでおり、引き続き関係機関と連携しハラスメント防止に取り組んでまいります。（介護保険課）

## 5、 特別養護老人ホームなどの増設と、制度改善をおこなってください。

### (1) 特別養護老人ホームなどを増設してください。

特別養護老人ホームの待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームや小規模多機能施設等福祉系サービスを増やしてください。

#### 【回答】

越谷市の被保険者における特別養護老人ホームの待機者数は、埼玉県の調査より、平成30年4月1日現在で、231人となっています。

特別養護老人ホームの施設整備については、平成29年6月に、地域密着型特別養護老人ホーム29床、さらに、平成30年4月に広域型特別養護老人ホーム2施設200床が開設され、現在17施設1,187床が整備されています。さらに平成30年度からの第7期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、200床の整備目標を掲げ公募選定により、令和3年4月に2施設200床が開設予定であり、待機者の減少に取り組んでいます。

また、小規模多機能型居宅介護につきましても2施設の整備目標を掲げ、公募により2事業者を選定し、整備を進めているところでございます。

引き続き、各サービスのニーズを把握し、計画的に整備を進めてまいります。

(介護保険課)

### (2) 低所得者でも入所できるよう国に要望してください。

特別養護老人ホームなどの利用に頼らざるを得ない高齢者が、財政的困難を理由として施設利用を断念することのないよう、低所得者でも入所できるような制度運用を国に要望してください。

#### 【回答】

低所得者が特別養護老人ホーム等の介護保険施設を利用する際には、利用者からの申請により食費・居住費の負担限度額が定められ、施設が定めた料金との差額は介護保険給付費から支給されます。

また介護保険サービスの自己負担額につきましても、月額の上限額が定められ、超過分は高額介護サービス費として支給されます。これらの制度により、低所得者が介護保険施設に入所する際の実質的な自己負担は軽減されており、制度の周知に努めてまいります。

低所得者の方々への対策につきましては、中核市市長会を通じ国の責任において抜本的な見直しを図るよう要望しており、今後も引き続き要望を継続してまいりたいと考えております。(介護保険課)

### (3) 要介護1・2の方で入所拒否が起らないよう、厚労省通知を徹底してください。

平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護1・2の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添い、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

#### 【回答】

特列入所の運用については、厚生労働省老健局高齢者支援課長通知において、透明性及び公正性が求められることから、具体的な指針を作成することが適当であるとされて

おります。

本市においては、平成27年4月に越谷市特別養護老人ホーム優先入所指針を策定し、施設サービスを受ける必要が高いと認められる入所申込者が優先的に入所できるよう、具体的な判断基準や手続きについて定めるとともに、市内の特別養護老人ホームに対して指針等を送付するなど、特列入所の適切な運用について周知を図っております。

要介護度1・2の方の特列入所については、指針に基づき各施設に対応いただいております。必要に応じ、保険者としての入所のための意見書を発行しております。

今後も、保険者としての役割を十分に認識し、指導監督に努めてまいります。

(介護保険課)

## 6、 新たな保険者機能強化推進交付金は、利用者本位に対応してください。

(1) 2018年度の保険者機能強化推進交付金の金額と使途を教えてください。

### 【回答】

2018年度保険者機能強化推進交付金の金額 35,870,000円

保険者機能交付金は、高齢者の自立支援や介護予防のための地域支援事業等に活用することが求められており、本市では、地域支援事業、介護予防・生活支援サービス事業費（要支援1・2の方が利用する訪問型や通所型サービスの利用に係る事業費）に充当しています。（介護保険課）

(2) 2019年度の保険者機能強化推進交付金の見込額と使途を教えてください。

### 【回答】

使途、金額とも現在のところ未定ではございますが、交付金の趣旨から考えますと、昨年度同様となるものと考えます。

金額につきましては、今後昨年度の取り組みについての評価が行われ、各自治体の高齢者数等も踏まえ市町村に按分され11月頃に内示がある予定です。（介護保険課）

(3) この交付金は、要介護認定率の変化など加点につながる評価指標がありますが、機械的な対応はしないでください。

### 【回答】

要介護認定につきましては、介護を必要とする方が、その状態に応じ適切な介護サービスが受けられるよう、介護度を認定するものです。引き続き、判定基準に基づいた適切な審査判定に努めてまいります。（介護保険課）

## 7、 介護保険料を引き下げてください。

(1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

介護保険料改定のたびにほぼ引き上げられている介護保険料を、一般会計からの繰入などにより引き下げてください。

### 【回答】

介護保険制度は、40歳以上64歳までの方々や65歳以上の第1号被保険者の保険料及び公費という国民の負担により支えられている制度です。

第1号被保険者の皆様にご負担いただく介護保険料につきましては、高齢者人口やサービス利用にかかる総給付費額により、3年ごとに見直しを実施いたしますが、平成30年度から令和2年度までの第7期介護保険事業計画期間における本市の保険料は、埼玉県内でも比較的低い設定となっております。

なお、令和元年10月からの消費税10%への改正に合わせ、保険料の軽減強化が実施されることとなり、保険料段階第1段階から第3段階までの非課税世帯の今年度の保険料を最大で年額7,050円引き下げる条例改正を行いました。令和2年度におきましても、さらなる引き下げを予定しているところでございます。

介護給付費は、40歳以上の方の保険料負担と国、県、市の負担によりまかなうものとされており、定められた負担率により一般会計からの繰り入れを行っております。

(介護保険課)

## (2) 低所得者への独自の保険料軽減を拡充してください。

統計不正問題で明らかなように、労働者、国民の所得が増えていません。低所得者が増大しており、保険料が引き上がる中では、独自の保険料軽減が必要です。非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。

### 【回答】

介護保険料につきましては、(1)で回答のとおり、本年度に条例改正を行い、第1段階から第3段階までの保険料負担の軽減を実施いたしました。

なお、本市では、保険料段階が第2段階のうち、収入・資産がなく生活困窮されているなどの条件に該当する方につきましては、申請に基づき保険料3分の1を減額してまいりました。

このたびの、保険料改定にあわせ、これまで実施してきたこの第2段階の方を対象とした本市独自の軽減制度の継続について改めて協議を行い、生活困窮されている方の負担抑制のためにも継続していくことを決定しております。

非課税世帯の介護保険料については、今年度に引き続き、令和2年度においてもさらなる軽減のため、条例改正を予定しております。(介護保険課)

## (3) 介護保険料の滞納者への制裁措置は行なわないでください。

所得が増えないなかでの、滞納制裁は滞納の抜本的解決にはなりません。制裁ではなく納付の相談を保険料軽減含め対応してください。

### 【回答】

介護保険料の未納対策については、督促状や催告書、警告文書や電話、訪問等により納付相談のご案内を行い、個々のご事情をお聴きする中で分割納付等による納付計画のご相談をさせていただいております。

また、財産調査や納付相談の結果、滞納されている方に財産がないときや、滞納処分により生活を窮迫させる恐れがあるときなど地方税法の規則を遵守し、滞納処分の執行停止といった徴収緩和の措置を行っています。

また、生活相談や収支状況等に応じて生活相談が必要と判断した場合は、生活福祉課へのご案内も行っております。

しかしながら、介護保険料徴収の公平・公正の観点から、最終手段として連絡のない方や納付資力があるにもかかわらず、ご納付いただけない方については、やむを得ず財

産の差押えを執行しているところがございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。（介護保険課）

#### **(4) 第7期介護保険事業計画の進捗状況を教えてください。**

第7期保険事業計画で重視する点と、計画の進捗を教えてください。被保険者数が増加しているなかでも、給付総額が減少している自治体では、どのようなとりくみをおこなっているか教えてください。

##### **【回答】**

第7期計画では、施設や在宅のサービス基盤の充実のほか、高齢者の自立支援や重度化防止、健康維持や生きがい対策など、平成30年度からの3年間において、ニーズや社会情勢などを背景にそれぞれ本市が取り組むべき事業について目標や課題として設定しております。

このうち、施設介護や在宅サービスを提供する事業者の確保については、高齢者の増加とともに、サービス量や給付費を推計し、概ね計画どおりに整備を進めています。また、高齢者の自立支援や重度化防止、健康維持や生きがい対策などソフト面の整備についても、進捗状況を把握し、去る令和元年5月24日に行われた越谷市介護保険運営協議会にて、進捗状況を報告し、審議をいただきました。第7期計画は令和2年度までの3年間の計画でございますので、進捗状況はさまざまですが、今後も関係部署との連携により、設定した目標が達成されるよう努めてまいります。（介護保険課）

#### **8、 利用料の減免制度の拡充を行ってください。**

「保険あって介護なし」と言われる状況がひろがっています。利用したくても利用料負担が重くのしかかっています。利用しやすい減免制度と低所得の方へのきめ細やかな対応のできる減免制度としてください。

##### **【回答】**

介護保険制度は、公平負担の観点から、サービス利用者から利用料として一定の負担をお願いすることを基本としております。

しかし、経済的に困窮し利用者負担が真に困難な方に対しては、市独自の制度として、介護保険の居宅サービスの利用者負担額を軽減する施策を行っております。

現行では、市県民税非課税世帯の方を対象に、訪問介護サービス等の居宅サービス11種類と地域密着型サービス8種類の軽減対象サービスについて、サービス利用に係る10%の利用者負担額を5%に軽減するほか、さらに一定の条件に該当する方は3%に軽減しております。

高齢者の増加とともに、年々給付費が増加しており、それに伴い利用料の軽減制度にかかる経費も増大しております。必要に応じて見直しを検討するなど、低所得者の負担を抑制するためにも、持続可能な制度となるよう努めてまいります。（介護保険課）

#### **9、 高齢者の尊厳を尊重する支援をひろげ、虐待防止策の充実を図ってください。**

包括支援センターなど、高齢者虐待の相談件数と深刻な相談への対応を教えてください。虐待防止として有効な方策を教えてください。



## 【回答】

平成30年度中に、地域包括支援センターに寄せられた虐待についての相談件数は177件でした。虐待の通報・相談に対しては、事実確認を訪問調査等により行い、虐待の有無の判断の結果、緊急性があると判断された場合には、高齢者の保護のため、養護者との分離を行います。分離の方法といたしましては、契約による介護保険サービスの利用や、医療機関への入院、やむを得ない事由による措置などの方法があり、状況に応じて適切な対応を行うこととなります。

本市といたしましては、高齢者虐待防止のため、市民や介護保険サービス事業所向けの研修会を毎年行っております。また、介護保険サービス事業所に対しましては、毎年行う集団指導においても、高齢者虐待防止に関する啓発を行っております。引き続き、虐待防止に関する普及・啓発を行ってまいります。（地域包括ケア推進課）

## 3. 障害者の人権とくらしを守る

### 1. 障害者地域生活支援拠点事業について、安定した予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップアップが必要です。

- (1) 進捗状況を教えてください。

#### 【回答】

地域生活支援拠点の整備につきましては、「第5期障がい者福祉計画・第1期障がい児福祉計画」におきまして、令和2年度末までに地域生活支援拠点を整備していくことを位置づけています。現在、先進自治体の整備状況等を参考にするとともに、障がい者等への支援体制のあり方や本市の実情に応じた整備のあり方など、越谷市自立支援協議会の構成メンバーに意見をいただきながら、検討を進めているところです。

現時点におきましては、個別具体的にはなっておりませんが、令和2年度末までに整備できるよう、引き続き協議・検討を進めてまいります。（障害福祉課）

- (2) 民間任せではなく、行政として体制整備、基盤整備の予算化を進めてください。

#### 【回答】

地域で障がい者等や障がい者等の家族の方が安心して生活していくためには、地域生活支援拠点の考え方にございますように、「安心して相談できる場」「緊急時に対応できる場」「地域支援体制の強化」等が必要であると考えています。本市においても障がい者等を支える施設・事業所が年々増加しており、障がい者等の支援にかかる社会的資源が充実されてまいりました。

本市といたしましては、今後、民間事業者を含めさまざまな関係機関との連携を深めながら、障がい者等の地域生活を支援する体制が整備できるよう、側面的な支援をも視野に入れ、取り組んでまいりたいと考えています。（障害福祉課）

(3) 入所の機能を持った施設を拠点とし、地域で安心して暮らせるようにしてください。

**【回答】**

国の基本指針にもございますように、地域生活支援拠点を整備するにあたっては、5つの機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）が求められています。特に緊急事態が生じた場合は、即座に対応できる支援体制が必要であると考えておりますので、今後、当該機能の重要性を鑑み検討を進めてまいりたいと考えております。（障害福祉課）

(4) 当事者の声を反映する事業としてください。

**【回答】**

越谷市自立支援協議会の意見とともに、今後、協議・検討を進めていくにあたりましては、当事者からのご意見も参考にさせていただきたいと存じます。（障害福祉課）

**<参考>**

障害者地域生活支援拠点事業の地域での取り組みについて（国の方針）

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応・専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく。

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に推進する。平成29年度末までに各市町村は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

① 「多機能拠点」を整備する方法【多機能拠点整備型】

○GH併設型

○単独型

② 面的に機能を整備する方法【面的整備型】

③ 障害者支援施設の活用 等

**2、 障害者の暮らしの場を保障してください。**

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 障害者支援施設だけでなく、グループホームへの入所希望者も把握してください。

**【回答】**

本市では、第4次越谷市障がい者計画に基づき、各種障がい者施策を実施しておりますが、当該計画期間が令和2年度をもって期間満了となるため、令和3年度を始期とする新たな計画「第5次越谷市障がい者計画」の策定に向けた取組みを現在、進めているところです。

新たな計画を策定するにあたっては、今年度、障がいをお持ちの方や家族の方などに対しまして、障がい福祉サービス等の利用状況やグループホーム等への入所希望も含め、今後のサービス利用意向につきまして、障がいの種別ごとに調査し、実態の把握に努めてまいりたいと考えております。

なお、当該計画の策定期間は2か年を予定しており、今年度の実態調査の結果を踏まえ、次期計画に反映させてまいりたいと考えております。（障害福祉課）

(2) それにともなって、具体的な整備計画をつくってください。

**【回答】**

利用意向を含めた実態調査の内容を踏まえ、次期計画の策定に向けて取り組んでまいりたいと考えており、必要な方に必要なサービスが提供できるよう、障がい福祉サービスの必要量と供給量が均衡の図れた施策の展開を目指してまいります。

また、共同生活援助（グループホーム）等につきましては、本市といたしましても、今後必要とされるサービスの一つであると考えており、地域の中で安心して生活ができるよう、既に開設されている事業所の配置状況を踏まえ、計画的に整備できるよう努めてまいりたいと考えております。（障害福祉課）

(3) 点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

**【回答】**

障がい者が住み慣れた地域で、安心して生活していくためには、介護者の負担軽減を図ることは重要と考えております。

市としては、窓口や訪問での相談等の機会に、障害福祉サービスとして、自宅での食事等の介護を行うホームヘルプ、施設において短期間の介護を行うショートステイ等のほか、生活サポート事業、日中一時支援事業などを紹介しています。また、介護者による介護が困難になった際には、障がい者が引き続き地域で生活していくために、施設入所、グループホームなどのサービスの提供に努めております。

引き続き障害者相談支援事業所等や関係各課との連携を行い、随時適切な制度を利用できるように支援を行い、介護者の負担軽減に取り組んでまいります。（障害福祉課）

**3、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

(1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

**【回答】**

重度心身障害者医療費支給事業については、埼玉県補助事業として実施しておりますが、事業内容を埼玉県の補助基準と同様とするため、これまでに精神障害者保健福祉手帳1級の所持者を助成対象に加える一方で、65歳以上で新たに重度心身障がい者となった方を助成対象外とするとともに、平成31年1月からは、応能負担により対象者を真に経済的な給付を必要とする低所得者に限定し、負担の公平性を図るため、所得制限を導入しております。

今後も、埼玉県や近隣市町の動向、社会情勢などを踏まえ、限りある予算を効果的に活用し、事業の安定的かつ継続的な運営のため必要な場合において、適切な制度内容の見直しを検討してまいります。

なお、一部負担金等の導入については、予定されておられません。（障害福祉課）

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

**【回答】**

現物給付については、平成 22 年 1 月から一部を除く市内医療機関や薬局において実施しております。

なお、現物給付については、メリットとして受給者の利便性向上があげられる一方で、国民健康保険の国庫負担金減額などがデメリットとしてあげられますので、ご理解を賜りたいと存じます。(障害福祉課)

- (3) 精神障害者は 1 級だけでなく 2 級まで対象としてください。

**【回答】**

精神障がい者については、平成 27 年 1 月から精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者を医療費助成の対象者として追加しました。精神障害者保健福祉手帳 2 級の所持者を拡大対象とすることについては、将来的な課題であると認識しておりますので、今後も埼玉県の動向や社会情勢を踏まえ、本制度の安定的かつ継続的な運営に努めてまいります。(障害福祉課)

#### **4、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。**

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村は実施してください。

**【回答】**

本市では、在宅で障がいのある方の地域生活を支援するため、障がいのある方及びその家族の必要に応じて、市に登録された団体が、障がいのある方に対して、一時預かり、派遣による介護サービス、外出援助等を行う生活サポート事業を行っております。

(障害福祉課)

- (2) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

**【回答】**

本市の生活サポート事業は、埼玉県の障害児(者)生活サポート事業に基づき事業を実施しており、利用にあたっては、利用時間の上限(1名あたり年間150時間)がございます。利用時間の上限拡大については、埼玉県や近隣自治体の動向に注意を払いながら、対応を検討してまいります。(障害福祉課)

- (3) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

**【回答】**

本市の生活サポート事業は、埼玉県の障害児(者)生活サポート事業に基づき事業を実施しており、障がい児については、保護者の課税状況に応じた費用負担の軽減がございます。成人障がい者への利用料軽減については、限りある予算を効果的に活用できるよう、埼玉県や近隣自治体の動向に注意を払いながら、対応を検討してまいります。

(障害福祉課)

(4) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

**【回答】**

本市の生活サポート事業は、埼玉県の障害児（者）生活サポート事業に基づき事業を実施しており、非課税世帯の利用料一律無料化など利用者負担の応能化については、限りある予算を効果的に活用できるよう、埼玉県や近隣自治体の動向に注意を払いながら、対応を検討してまいります。（障害福祉課）

**5、福祉タクシー制度などについて拡充してください。**

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

(1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

**【回答】**

福祉タクシー券、自動車燃料費助成券については、重度心身障害者の外出を容易にし、経済的負担の軽減、社会参加の促進及び障がい者福祉の増進を図ることを目的として助成を行っています。助成対象となる方は、身体障害者手帳1級、2級の所持者並びに3級の所持者のうち下肢、体幹又は移動機能に障がいのある方、療育手帳④、A、Bの所持者、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者の方となります。また、自動車燃料費助成券は、障害者手帳所持者の介護に利用する自家用車であれば、家族が運転する場合でも交付対象としております。

なお、事業を安定的に継続して実施していくため制度の見直しを行う必要があり、平成30年度から本人の住民税課税の有無により、支給決定を行うこととしております。

（障害福祉課）

(2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

**【回答】**

本制度を含め、各種障害福祉制度の運営については、国や埼玉県の動向、社会情勢などを踏まえ、限りある予算を効果的に活用し、制度の安定的かつ継続的な運営のため必要な場合において、適切な制度内容の見直しを検討してまいります。（障害福祉課）

**6、災害対策の対応を工夫してください。**

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

(1) 災害時要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。

**【回答】**

災害時要援護者（避難行動要支援者）とは、災害時に自ら避難することが困難な者であることから、本市の「越谷市災害時要援護者避難支援制度」では、「75歳以上の一

人暮らしの方」、「75歳以上の高齢者のみの世帯の方」、「要介護者認定区分 3・4・5の認定を受けている方」、「身体障害者手帳 1・2級の交付を受けている方」を制度の対象として登録申請者の名簿を作成しております。

一方、上記の区分に該当せずとも、自力での避難が困難で本来支援を必要とする方が制度の対象から漏れてしまわないように、「そのほか避難支援が必要と判断される方」も登録できることとしております。そのため、家族と同居している方等でも、個別の事情や状況等を鑑み、避難に支援が必要であると判断されるならば、現行の制度でも名簿への登録は可能ですので、市の制度受付窓口にご相談いただければと存じます。

(危機管理課)

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

**【回答】**

福祉避難所は、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者など、避難所生活において特別な配慮を必要とする方（要配慮者）を対象とした避難所です。そのため、施設がバリアフリー構造であるほかに、概ね 10 人の要配慮者に対して 1 人の専門的な知識を有する生活相談員を配置することとされています。

福祉避難所を整備につきましては、既存の公共施設を活用し、福祉避難所の指定を進めており、現在、老人福祉センターや特別支援学校等の 8 施設を指定しております。その他、市内の指定居宅介護支援事業所や介護保険施設等で構成される「介護保険サービス事業者連絡協議会」と、「要配慮者に対する施設提供や介護支援者の派遣に関する協定」を締結し、現在 16 施設を民間の福祉避難所に指定しております。

また、要配慮者は、高齢者や障がい者など平時から要配慮者である方もいれば、一時的に、もしくは、被災した状況により要配慮者となる方もいることから、登録制による運用は難しいものと考えます。（危機管理課）

(3) 避難所以外でも、避難生活している人に、救援物資が届くようにしてください。

**【回答】**

在宅避難者等への救援物資は、近隣の指定避難所へ必要数を配布することが原則となります。そのため、災害対策本部において市域の被災状況や必要物資を正確に把握するためにも、在宅避難者等は近隣の指定避難所へ被災状況や必要物資を登録し、救援物資の配布を受けることとなります。なお、自ら救援物資を取りに来られない高齢者や障がい者等の在宅避難者に対しては、近隣住民やボランティア等が配布を支援できるよう自治会や社会福祉協議会等の関係機関と連携を図ってまいります。

その他、地域の自主防災組織による「共助」を支援するため、自治会単位による食料や水、発動発電機等の備蓄資器材の購入、防災備蓄倉庫の設置等に自主防災組織育成費補助金を交付し、地域防災力の向上を図っております。（危機管理課）

(4) 災害時、民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

**【回答】**

災害対策基本法では、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に限り、名簿情報の提供が認められております。そのため、本市の地域防災計画では、越谷警察署、越谷市

社会福祉協議会、制度に賛同いただいた自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員を避難支援等関係者と定めております。

一方、福祉事業者等による民間団体の訪問が必要となるのは、避難行動要支援者が災害の危険から避難及び保護された後に、被災からの生活再建の過程であることから、法の趣旨を鑑み、民間団体の訪問を目的として名簿情報の開示はできないものをご理解願います。（危機管理課）

## 4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

### 【保育】

#### 1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

##### (1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

### 【回答】

平成 31 年 4 月に入所を申込んだ人数は 2,491 人、そのうち入所が決定した人数は 1,614 人、入所保留となった人数は 436 人です。（子ども育成課）

- ② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

### 【回答】

平成 31 年 4 月 1 日現在の年齢別の受け入れ児童数については、  
0 歳児 397 人、1 才児 945 人、2 歳児 1,090 人、  
3 歳児 989 人、4 歳児 1,035 人、5 歳児 983 人 です。（子ども育成課）

##### (2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

### 【回答】

待機児童解消のための対策として、平成 30 年度は私立認定こども園等の整備支援等により、前年同期比 179 人の定員拡大を図りましたが、待機児童解消には至っておりません。

本市では、待機児童の大半を 1・2 歳が占めることから、今後につきましては、小規模保育事業所を中心に開設を支援するとともに、既存施設の改修等により低年齢児の保育ニーズに対応してまいります。公立保育所については、大相模保育所の建替計画を進め、低年齢児枠を拡大してまいります。

また、3 歳からの保育ニーズについては、今年度から「こしがや『プラス保育』幼稚園」という越谷市独自の制度を開始いたしました。これは、平日 10 時間以上開園する幼稚園や認定こども園を「こしがや『プラス保育』幼稚園」として認定して財政支援を行うことで、保育所の入園条件を満たす方を対象に、定額で預かり保育を提供するという制度でございます。

今後も、越谷市子ども・子育て支援事業計画、子育て安心プラン実施計画等に基づき、小規模保育事業の開設や既存施設の改修、幼稚園の活用等を通し、保育ニーズに対応した整備を進め、待機児童の解消に鋭意努めてまいります。（子ども育成課）

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

**【回答】**

障がい等があり、集団保育を行う上で特別な支援が必要な児童に対する保育については、公立保育所で積極的に受け入れを行ってきた経過があります。

しかし、特別支援保育を希望する児童の数は年々増加し、平成 30 年度は 18 か所で 116 人の受入れを行いました。公立保育所だけでは受け入れが困難な状況になっております。

そこで、平成 30 年度から、民間保育園において特別支援保育対象児童の受け入れを促進するため、加配保育士を雇用するのに必要な額（月額 210,000 円に増額）の補助を行えるよう予算措置を行っております。

これにより、特別支援保育を希望する児童の受け入れ枠を増やすことができるよう、鋭意努めてまいります。（子ども育成課）

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

**【回答】**

認可外保育施設が認可施設に移行する場合は、公募により選定した事業者が小規模保育事業に移行するケースが考えられますが、この場合、施設改修の補助金をご案内して、支援に努めております。（子ども育成課）

## 2、 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

**【回答】**

保育士不足を解消するための処遇改善につきましては、国の給付制度を踏まえ、人事院勧告や賃金改善分の給付を行うとともに、新たに国が定めたキャリアアップ制度（職種に応じた処遇改善策）による処遇改善に取り組んでおります。

また、本市では、保育士の離職防止対策の取り組みとして、私立保育園等の採用 3 年程度の保育士を対象とした新任保育士就労継続支援研修を平成 29 年度から実施しております。今年度につきましては、新任保育士就労継続支援研修のほか、採用 4 年～10 年目程度の中堅保育士向けの研修も予定しております。

このような研修のほか、保育者として働きたい方へのアプローチとして市公式ホームページにおいて、市内の保育施設で勤務することの魅力を発信するとともに、民間施設の求人情報を掲載しております。今年度からは、保育士になりたい方へのアプローチとして「保育士になりませんか」というリーフレットを作成するなど、保育人材の確保につなげております。



職員の処遇改善については、職員の「量」の確保に寄与するだけでなく、労働意欲の向上をもたらし、教育・保育の「質」の向上にもつながることから、引き続き国や県の動向を注視しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。（子ども育成課）

### 3、 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され実費徴収化されます。

- (1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

#### 【回答】

給食食材費については、1号認定子ども（幼稚園等）・2号認定子ども（保育所等の3～5歳）はこれまでの主食費と同様に副食費も保護者負担とし、施設による実費徴収とすることが基本と国から掲げられております。ただし、無償化対象範囲が市町村民税非課税世帯までに限られる3号認定子ども（0～2歳）については現行の扱いを継続するため、保育料の一部である食材料も無償となります。また、2号認定子どもを持つ低所得者世帯や多子家族（第3子以上）への対応として、公定価格内で副食費を免除する負担軽減措置を行うことも考えられております。越谷市としましては、国の基本的方針を受け、食材料費の取り扱いについて保護者や施設に向けて丁寧な周知説明ができるよう、努めてまいります。（子ども育成課）

### 4、 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならない、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

- (1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

#### 【回答】

研修につきましては、市主催研修や外部関係団体等による研修など、積極的に私立保育園や認可外保育施設等にもご案内しております。市主催研修については、実務研修や交流研修を通して、「越谷の子どもたちの育ち」を公立・私立問わず一緒に支えていく土壌を整備し、「越谷の保育」全体のレベルアップを図ることを目的としており、各施設・事業所において計画的な受講ができるよう、今年度からは、年度当初に研修計画を施設・事業所へ周知しております。

また、定期的な監査を実施し、指導監督に努めるとともに、公立保育所の所長経験者が保育コンシェルジュとなり、地域型保育事業等を巡回して保育内容に関する助言を行うなどの取組も実施しております。さらに、保育関連施設・事業所で使用する参考様式（非常災害時のマニュアル、日誌、児童票、保育計画等）を市公式ホームページに掲載しております。

さらに、認可外保育施設につきましては、認可外保育施設指導監督基準や評価基準に係る本市の運用や考え方を記した「認可外保育施設運営にあたってのチェックポイント」を作成し、市公式ホームページに掲載し、質の向上を図っております。（子ども育成課）

- (2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

**【回答】**

上記のような研修や指導監督等を通し、越谷市全体で公立や私立の分け隔てなく、安心安全な保育に取り組めるよう、努めてまいります。（子ども育成課）

**【学童】**

**5、 学童保育を増設してください。**

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

**【回答】**

待機児童の解消として、建設事業等を計画的に推進するとともに、学校施設の一部借用等により、年々増加する入室希望者に対応するため、定員枠の拡大を図っております。

施設整備にあたっては、適正規模の保育室を確保するとともに、必要に応じて保育室を分割（2室化）するなど、保育環境の充実についても配慮しながら事業を推進しており、昨年度は、花田学童保育室の増設整備のほか、平方小学校において転用可能教室の借用により保育スペースを確保し、今年度の定員拡大を図りました。

今後も、計画的な施設整備や教育委員会との連携により、定員の拡大と良好な保育環境の確保に努めてまいります。（青少年課）

**6、 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。**

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で37市町（63市町村中59%）、「キャリアアップ事業」で23市町（同37%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

**【回答】**

本市の公設公営学童保育室に勤務する指導員の処遇につきましては、「処遇改善等事業」及び「キャリアアップ事業」の補助金を活用し、賃金改善として基本給の見直しを図り、毎年ベースアップを実施しております。また、県が実施する研修会への参加のほか、本市独自の研修を開催し指導員の資質向上に努めております。

今後も、安定的な学童保育室の運営ため、指導員の処遇改善について、積極的に取り組んでまいります。（青少年課）

**7、 政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないように働きかけてください。**

**【回答】**

「設備及び運営に関する基準」につきましては、国が定めた省令に基づき条例制定をしておりますが、指導員の確保や保育スペースの確保など、運営に伴い生じる地域差があり、規制緩和を求める声があることは認識しております。

本市としては、指導員の複数配置や有資格者の配置など、サービスの質を確保するために必要不可欠な基準についての規制緩和は求めるものではありませんが、指導員の確保や資質向上につながる事案については、内容を十分に精査し対応してまいりたいと考えております。（青少年課）

**【子ども医療費助成】**

**8、 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。**

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであると考えます。また、埼玉県も制度を拡充し、当面は中学3年まで助成すべきであると考えています。

- (1) 子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引きつづき継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

**【回答】**

当市のこども医療費支給制度につきましては、0歳から中学校修了までの子ども医療費の一部負担金（保険診療分）の全額を助成しています。しかし、埼玉県の乳幼児医療費支給事業の補助金の対象範囲は入・通院ともに未就学児童までであるため、本来は1/2の補助率のところ、実際には支給額全体の約12～13%でしかなく、支給額の多くを市費で賄っているのが現状です。

従いまして「対象の18歳年度末までの拡大」につきましては、市の財政状況や国・県の動向などを注視していく必要があるものと考えております。（子育て支援課）

- (2) 国や県への要請を行なってください。

**【回答】**

本市は、県に対して現在の制度にある所得制限や自己負担金の廃止と対象年齢の拡大を要望しています。また、国に対しても中核市市長会等を通じて、子どもの医療費助成制度を国の制度として創設することを要望しています。（子育て支援課）

**5. 住民の最低生活を保障するために**

**1、 生活保護の「しおり」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手に取れるようにしてください。**

- (1) 「しおり」には、①憲法第25条、生活保護法の法的根拠が記載され憲法上の権利を明確に明記すること、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用者の義務だけでなく、権利を明記していること、④保護決定は原則14日以内、長くとも30日以内であること、⑤扶養義務は保護の要件でないこと、⑥保護の基準額、加算など

具体例で明示すること、などを明記してください。

**【回答】**

「生活保護のしおり」につきましては、以前より相談来所された方々には配付しておりましたが、平成 30 年度末より窓口カウンターに配架し、どなたでも、ご自由にお取りいただけるようにいたしました。

なお、「生活保護のしおり」につきましては、昨年度より見直しを行い、今年度から新たな「生活保護のしおり」を配付（配架）しております。見直しにあたりましては、どなたにも、わかりやすい「生活保護のしおり」となるよう、文字にふり仮名をふる、難しい表記を避けるなどの対応を図ったほか、誤解を招くことがないよう、できる限り多くの情報を掲載するよう努めました。併せて、生活保護世帯の中高生の進路の一助となるよう「中高生応援ガイドブック はばたけ！自分の未来へ」を作成し、中高生のいる生活保護世帯に、適宜配付を行っております。（生活福祉課）

- (2) 制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行きつかない、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

**【回答】**

現在、福祉相談に関する周知につきましては、広報こしがや（お知らせ版）の各種相談における、福祉なんでも相談や生活自立相談「よりそい」のご案内のほか、市公式ホームページにより、ご案内をしております。各相談窓口では、相談者一人ひとりの相談内容を傾聴し、活用できる制度等のご案内を行っております。

この相談の中で、「生活保護の説明を聴きたい」「生活保護の相談をしたい」などといった生活保護に係る主訴があった場合は、速やかに生活福祉課へのご案内、もしくは生活福祉課職員への情報提供を行っております。これらの相談を引き継いだ生活福祉課では、原則、相談業務を専門とする相談員が、「生活保護のしおり」を用いて、生活保護制度を分かりやすく説明するとともに、必ず相談者に申請意思を確認し、申請意思を示された方には申請書を交付する対応を図っております。（生活福祉課）

**2、生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われることのない対応をしてください。**

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家や車を処分してから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。指導、調査等は、申請受理後に行ってください。

**【回答】**

生活保護につきましては、厚生労働省の定めにおいて、生活保護の受給を希望する方が資産や働ける能力など全てを活用してもなお生活に困窮する場合に、生活の困窮の状態に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な生活を送れるよう最低限度の保障をし、また将来的に自立を助長するものとしております。

こうした趣旨から、生活保護の適正実施のためには、制度を詳しく説明し、事前に相

談者の十分な理解を得ておくことが肝要であると考えております。

このため、まず面接相談において、収入状況や健康状態、家族関係、預貯金等の資産の状況など生活の困窮状況を詳しくお聴きするとともに、「生活保護のしおり」により、制度についてわかりやすく説明をしております。そのうえで、必ず相談者に申請意思を確認し、申請意思を示された方には申請書を交付する対応を図っております。

なお、扶養義務の履行や稼働能力の活用、資産活用を理由に申請を拒否することはなく、生活保護法に基づき適正な対応を図っております。(生活福祉課)

### 3、 保護利用者に交付される「生活保護決定・変更通知書」は、誰が見てもわかりやすい書式にしてください。

現在保護利用者に交付されている「保護決定・変更通知書」には支給額のみ印字であり、扶助費の明細、計算方法などが全く分からず、過誤払いや過少払いが多発する原因ともなっています。2019年10月からの保護基準改定により、計算がより複雑になり、現業職員は説明を求められても明確な回答ができない状態です。こうしたことをなくすために、「保護決定・変更通知書」は扶助費の明細、計算方法などを明記しわかりやすい書式に変えてください。

#### 【回答】

「生活保護決定・変更通知書」に記載する内容に関しましては、越谷市生活保護法施行細則で規定しており、「保護の種類及び支給額」「支給日」「保護の開始・変更時期」「開始・変更の理由」「申請受理後14日を経過した理由」のほか、審査請求ができる旨の教示などを記載しております。当該通知書には、限られたスペースの中に左記情報を記載しており、個々の詳細な計算方法を記載することは困難であると考えております。

ただし、本市福祉事務所では、被保護者の皆様に当該通知書を発送する際には「開始・変更の理由」の欄に、その理由を分かりやすく記載するよう努めるほか、疑義などのお問い合わせに丁寧に説明するよう心がけております。引き続きこうした対応を図ることにより、被保護者の皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。(生活福祉課)

### 4、 ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。

毎年の資産調査や要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や保護利用者に適切なアドバイス等が行われなことが往々に見受けられます。制度を習得するとともにケースワーク業務に誇りがもてるようにしていただきたいと考えています。このような事から、ケースワーカーの増員を行なってください。

#### 【回答】

ケースワーカーの定数につきましては、社会福祉法第16条で「市の設置する事務所にあつては、被保護世帯の数が240以下であるときは3とし、被保護世帯数が80を増すごとに、これに1を加えた数」と明記されております。

本市福祉事務所管内における平成31年3月31日現在の被保護世帯数は3,175世帯と

なっておりますが、令和元年度のケースワーカーの配置数は41人（男性33人：女性8人）であることから、ケースワーカー一人あたりの担当件数を算出しますと「約77.44」となり、社会福祉法に規定されている「80」の規定内となっております。

なお、社会福祉士などの資格を持つケースワーカーの配置につきましては、平成31年4月1日現在、生活福祉課の保護担当ケースワーカー41人のうち、14人の専門職（社会福祉士、精神保健福祉士）を配置しており（男性9人：女性5人）、さらに、面接業務を専門とする面接相談員を4人配置しております（男性2人：女性2人）。

研修に関しましては、埼玉県で実施する新任ケースワーカー研修への参加のほか、適宜研修の参加を勧めております。また、処遇困難な対応などに対し、月に一度開催される生活福祉課内の定例会において検討会を開催するほか、随時、査察指導員やベテランケースワーカーがアドバイスできる体制を図っております。

今後につきましても、適切な対応を図るため、適正なケースワーカーの配置に努めてまいります。（生活福祉課）

## 5、 埼玉県の法外援護である修学旅行準備金、制服買替費用の支給に漏れがないようにしてください。

法外援護の支給を知らずに、修学旅行の積立ができず修学旅行を断念する事態が起こらないように、対象世帯には文書で「お知らせ」を届け、説明を徹底してください。

### 【回答】

修学旅行準備金及び通学服等買い替え費につきましては、埼玉県が定める「生活保護世帯児童・生徒就学援助事業実施要綱」に基づき、実施されているものですが、このうち、通学服等買い替え費につきましては、平成30年度をもって廃止されております。

修学旅行準備金につきましては、修学旅行に要する経費として、小学生一人につき5,000円、中学生一人につき8,000円が申請により支給されるものとなっております。対象児童がいる世帯に、適宜、周知を行っております。本市福祉事務所といたしましては、引き続き、対象児童の把握に努め、漏れの無いよう周知徹底を図ってまいります。

なお、修学旅行に要する、交通費、宿泊費、見学料等につきましては、就学援助制度の対象となっており、前述の修学旅行準備金ともに収入認定から除外しております。

（生活福祉課）

## 6、 自宅にエアコン等のない65歳以上高齢者のみ世帯、障害・傷病世帯、要介護度4以上の方のいる世帯、就学前の子どものいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等冷房機器購入費の助成制度を創設するよう、国や県に要請して下さい。

近年地球温暖化によるともいわれる酷暑が列島を覆い、昨年7月には熊谷市で41.1度という、人の生存をも脅かしかねない高温を記録しました。同月に熱中症で救急搬送された人は全国で54,220人、埼玉県内は3,316人と全国4番目の多さですが、死亡した人は12人と全国最多となりました。今後も酷暑が予想される中で、低所得のためにエアコンなどを購入できない、また保有してはいるが電気代が心配で使えないと言った市民・町民の皆さんの命を守るために、助成制度の創設を国や県に要請してください。

## 【回答】

熱中症予防対策としましては、熱中症予防の啓発ポスターを自治会掲示板や市内公共施設、医療機関、歯科医療機関などに掲示しています。また、各種健康教育においても熱中症の予防について啓発を行っております。（市民健康課）

地域と密接に関わりがある民生委員・児童委員に対して、地域住民の見守り活動において、熱中症予防に関するチラシを配布していただくようお願いしています。

（福祉推進課）

冷房器具の支給につきましては、平成 30 年度より保護開始時において持ち合わせがない場合などに、原則 50,000 円の範囲内において支給できるようになりました。一方、支給要件に該当しない方に対しましては、購入に向けた家計管理の助言を行うとともに、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付の利用を紹介するなどの対応を図ることとしております。

これを受け、本市福祉事務所では、保護の開始時などに冷房器具の有無を確認、説明を行い、申請に基づき支給しております。また、家庭訪問時に冷房器具の需要を把握し、必要としている被保護者に対して支給、貸付ができるよう、説明、対応しております。

なお、国、県への要望につきましては、適宜、実施しており、直近におきましても、夏場の電気代等の需要増加が見込まれることから、夏季における加算の創設の意見を、国に対して提出したところでございます。（生活福祉課）

高齢者に対する熱中症対策については、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターにおいて、地域のサロン等からの依頼による健康教育の場で、熱中症予防の注意喚起を行うとともに、地域の関係機関・団体の協力のもと、支援を必要とする高齢者の早期発見、早期対応を目的とした地域包括支援ネットワークを構築しております。このような地域での見守りを通じて、熱中症対策に取り組んでまいります。

（地域包括ケア推進課）

## 7、 地域の生活困窮者の状況を把握し、積極的な施策を行なってください。

行政の各部署が連携して生活困窮者に対応できるよう、生活困窮者自立支援法を適切に利用して、生活保護が利用できる人を除外する事のないようにしてください。

### 【回答】

生活困窮者の状況把握につきましては、庁内関係各所からの情報提供のほか、地区民生委員や自治会などからの情報提供をもとに面談や訪問を実施するなど、困窮者一人ひとりの状況に応じた支援を行っております。

また、本市では、本庁舎 1 階に設置の福祉なんでも相談窓口が、さまざまな相談に応じる中で、適宜、生活保護担当課である生活福祉課や、自立相談支援窓口である生活自立相談「よりそい」のご案内を行っております。

本市といたしましては、引き続き、関係各所との連携を図ることで、生活困窮者一人ひとりの状況に応じた、適切な支援を行ってまいります。（生活福祉課）